最終更新日：2018年1月30日
ＪＣＲファーマ株式会社
代表取締役会長兼社長　芦田　信
問合せ先：経営企画本部（TEL:0797-32-8591）
証券コード：4552
http://www.jcrpharm.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループでは、良質でより有用な医薬品・医療用機器を社会に提供するため経営の適法性、透明性、そして客観性を高めることを目指し、さらに企業価値を高めることと同時に株主の利益保護を担保する体制を構築することが重要であると考えております。
そのため有効な内部統制システムの整備・運用を確保し、その有効性の評価を自ら行い企業としての社会的責任を果たすべく努力をしてまいります。
コンプライアンスについては、法令、グローバルスタンダード、業界の各種規範等を遵守すると共に、高い倫理観を醸成する企業風土を日々の企業活動の中で育むことが重要であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２－４】
当社は機関投資家、海外投資家を含め株主が議決権を行使しやすい環境提供は必要と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームの利用につきましては、議決権の行使比率が8割程度であることから、機関投資家および海外投資家などの株主構成比率や議決権行使状況等を 勘案しながら、導入を検討してまいります。同様に、招集通知の英訳についても海外投資家の株主構成比率を勘案し判断いたします。
なお、海外投資家に会社概況をご理解いただく目的で、ホームページの英語版を公開し、決算概要ならびにニュースリリースを掲載しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４】
１．政策保有に関する方針
医薬品製造企業においては、基礎研究・研究開発から実際に薬が患者様に届くまでに長期間を要することを勘案すると、長期的なパートナーの存在は不可欠と考えております。
当社では、政策保有として、上記のようなパートナー企業の株式を保有しております。これにより、相互の企業連携が高まり、企業価値向上につながると考えております。
２．議決権の行使
議決権の行使は、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、パートナー企業の経営方針・戦略等を十分尊重したうえで、中長期的な企業価値の向上につながるかどうか等の視点に立って判断を行っております。

【原則１－７】
当社が当社役員と取引を行う場合には、取締役会規則に基づき、当該取引についての重要な事実を取締役会に上程し、決議しています。
また、当社が主要株主等と取引を行う場合には、取引の重要性の高いものについては取締役会に上程し、決議しています。
なお、取引条件等については、第三者の取引と同様に決定しています。

【原則３－１】
（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
経営理念、経営戦略および経営計画は、ホームページや中期経営計画で公表しております。
当社ホームページ（URL：http://www.jcrpharm.co.jp）
（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「１．基本的な考え方」に記載のとおりであります。
（3）経営陣幹部・取締役の報酬決定
■方針
役員の報酬等の算定については、独立社外取締役・独立社外監査役を中心とした指名・報酬等諮問委員会からの意見を踏まえ、決定しております。なお、取締役と監査役の報酬（賞与を含む）は、株主総会の決議により、それぞれの報酬総額の限度額を決定しております。

■手続
指名・報酬等諮問委員会において報酬案を策定し、取締役会に諮った上で決議しております。
（4）経営陣幹部選任、取締役・監査役候補指名
■方針
取締役候補指名におきましては、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しております。
また、監査役候補指名におきましては、監査役会が「監査役監査基準」等に基づき、監査活動の充実・強化を図るための候補者についての考え方を協議し、財務・会計に関する知見、当社事業分野に関する知識および企業経営に関する多様な視点を確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討しております。
■手続
取締役候補者につきましては、指名・報酬等諮問委員会において、当社の求める要件を満たす取締役候補者を選定し、取締役会に諮った上で、

株主総会に上程・決議してまいります。
　監査役候補者につきましては、指名・報酬等諮問委員会において、当社の求める要件を満たす監査役候補を選定し、監査役会の同意を得た上で、取締役会に諮り、株主総会に上程・決議してまいります。なお、選定の過程において、監査役会は取締役と十分な協議を行います。
(5) 個々の選任・指名についての説明
　候補者の選任・指名については「株主総会招集ご通知」や、「有価証券報告書」等で適宜説明しております。

【補充原則4－1－1】
　取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、経営方針や事業計画、投資計画、子会社の設立・出資など、取締役会規則に定めた経営に関わる重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う機関と位置づけています。
　取締役会は、業務執行機関として経営会議や執行役員会等の会議体を設け、重要課題の審議の充実を図り、適正な意思決定に努めています。
　取締役は、経営方針の策定と、それに基づく業務執行の監督を主務とし、執行役員が業務執行の役割を担い、機動的な意思決定を行っています。

【原則4－8】
　当社では、長期安定的な成長と発展に寄与するように、独立社外取締役を3名選任し、これまでの経歴で培われた専門的な知識や幅広い経験などを当社の経営に活かして頂いております。

【原則4－9】
　当社の取締役会は、社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い識見を重視しています。
　東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立取締役に指定しています。

【補充原則4－11－1】
(多様性)
　当社の取締役会は、研究・開発・生産・販売・管理それぞれの分野における知識・経験・能力をもつ人員で構成し、取締役会全体として、バランスおよび多様性をとっております。
(規模)
　当社の取締役会は、定款により、取締役の員数上限を10名と定めており、迅速な意思決定を行うよう努めております。
(手続き)
　指名・報酬等諮問委員会において、当社の求める要件を満たす取締役候補者を選定し、取締役会において選任決議を行った上で、株主総会に上程しております。

【補充原則4－11－2】
　当社の取締役および監査役の他の上場会社の役員兼任状況は、招集通知の「株主総会参考書類」並びに、有価証券報告書の「役員の状況」に記載しております。

【補充原則4－11－3】
　取締役会全体の実効性評価については、指名・報酬等諮問委員会が、取締役会構成員の自己評価アンケートならびに個別インタビューを通して作成した評価意見書を基に、取締役会において評価を行いました。
　2017年3月期の評価結果について、取締役会は更なる改善を行った結果、昨年度に比べ、より実効的に機能していると評価しております。
　一方で、より高い実効性の確保に向けて、取締役会における議論内容や運営方法など、いくつかの面において更なる改善が可能であるとの認識をしております。
　今後、当社の取締役会では、上記の分析・評価を踏まえて十分な議論を行い、改善策の実行を進めてまいります。

【補充原則4－14－2】
　取締役および監査役の就任時の研修につきましては、必要な基本知識を学ぶための外部教育訓練(日本監査役協会主催等)を斡旋し、費用を負担することで、役割および責務についての理解を深めるための支援を行っております。
また、コンプライアンス研修などの社内研修を定期的に実施しております。

【原則5－1】
　当社は、株主との建設的な対話を促進するため、中長期的な企業価値の向上を目指した中期経営計画を策定し、公表しております。また取締役から経営計画や決算などを説明するため、適宜説明会を開催し、株主にご理解いただけるよう努めております。
　当社では、株主との対話に対応するため、IR機能を有する経営企画本部を社長ならびに副社長の直轄組織として設けております。IR体制については、社長ならびに副社長の監督のもと、経営企画本部が中心となり、経理部などの関連部署間において、社内イントラネットの活用や、会議を開催するなど有機的に連携しております。
　また、IR情報および知識の共有、IRの方向性の検討開示資料の作成などを積極的に進めております。
　個別面談以外の対話の手段としては、決算発表後のアナリスト・投資家向け決算説明会(年2回)、国内外の証券会社カンファレンスを活用した会社説明会、および随時開催の研究発表説明会などを実施しております。また、株主総会後の株主懇談会や投資家からの要望をもとに工場見学会も実施しております。
　株主・投資家の意見・懸念については、必要に応じて取締役会などにフィードバックしております。
　株主・投資家の皆様との対話において、インサイダー情報を伝達することはいたしません。なお、四半期毎の 決算日翌日から決算発表日までは、決算情報に関する対話については控えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社メディパルホールディングス	7,282,823	22.46
キッセイ薬品工業株式会社	3,800,000	11.72
フューチャーブレーン株式会社	2,177,990	6.71

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,913,800	5.90
野村信託銀行株式会社（A信託口）	1,634,857	5.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,569,700	4.84
大日本住友製薬株式会社	850,000	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	638,400	1.96
持田製薬株式会社	550,000	1.69
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	324,100	0.99

支配株主（親会社を除く）の有無 更新	―――
親会社の有無 更新	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期 更新	3 月
業種 更新	医薬品
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社と株式会社メディパルホールディングス（以下「メディパル」）が2017年９月21日に業務資本提携契約を締結して以降、メディパルが当社株の22.46%を保持しております。（2017年12月31日時点）
両社の更なる企業価値の向上、そして持続的な発展を図るため、これまでの業務提携を深耕してより強固なものとし、メディパルの持つ物流力および販売力、そしてJCRが持つ創薬力といったそれぞれの強みをより一層効果的、有効的に活かすことを目的としております。
また、メディパルは当社に取締役を派遣する予定であり、その選任議案につきましては、2018年６月開催予定の定時株主総会に上程される予定です。
なお、役員派遣以外の人的な関係はなく、当社の事業戦略および資本政策等の経営方針に対する制約は受けておりません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小林　俊	他の会社の出身者											○
石切山　俊博	他の会社の出身者							△				
末綱　隆	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林　俊	○	―――	大手金融機関の取締役、および会社経営者としての豊富な経験と知識を当社の経営に活かしていただきたいため、引き続き社外取締役として選任しております。

石切山　俊博	○	グラクソ･スミスクライン株式会社において平成14年1月から平成24年6月までの約10年間勤務し、常務取締役とワクチン事業推進本部本部長を兼任したかたちで業務執行しておりました。 現在は、同社を退職しており、当社の経営に影響をあたえる事実関係はございません。	製薬会社の経営者としての経験と専門的な知識を当社の経営に経営に活かしていただきたいため、引き続き社外取締役として選任しております。
末綱　隆	○	―――	行政機関における豊富な経験を有し、また外交官としてのグローバルな視点も合わせて当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬等諮問委員会	5	0	1	3	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―

補足説明 更新

役割：
取締役、執行役員ならびに監査役の指名･報酬等に関する重要事項の諮問および取締役会評価を適宜行い、取締役会に意見を述べております。
委員の構成：
独立社外取締役、独立社外監査役（常勤）および社内取締役から構成されます。
開催頻度：年1回以上、適宜開催
事務局：経営企画本部が担当

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の員数 更新	5 名
監査役の人数 更新	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査部門として内部監査部(3名)を設置しており、年度監査計画に基づき定期的に全部門および当社子会社を対象に業務執行の状況を合法性と合理性の観点から監査･調査を実施し、監査の結果は取締役社長に報告されております。
内部監査部が毎月開催の監査役会に出席することで、監査役、内部監査部間の連携をとっております。
一方で、監査役は内部監査部からの報告を受けることで、監査状況を監視することができます。会計監査人は、監査役会に対し監査結果を報告しております。当該三者は、業務監査ならびに会計監査業務において有機的な連携を行う中で各担当業務を分担しております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	5 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大泉　和正	他の会社の出身者													○
山田　一彦	税理士													○
宮武　健次郎	他の会社の出身者													○
小村　武	他の会社の出身者													○
谷　修一	その他													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大泉　和正	○	―――	金融業界における経験および会社役員の経験を活かして、豊富な知識と高い見識による監査をしていただくため選任しております。
山田　一彦	○	―――	税理士としての経験と専門知識に基づく税務的観点からの監査をしていただくため選任しております。
宮武　健次郎	○	―――	製薬業界における経営者の経験を活かして、豊富な知識と高い見識による監査をしていただくため選任しております。
小村　武	○	―――	行政機関における豊富な経験と、金融、財政に関する幅広い見識を有し、他社の社外取締役としての知見も合わせて当社の監査に活かしていただく事を期待し、社外監査役として選任しております。
谷　修一	○	―――	保健医療に関する豊富な経験と医療福祉に対する高い見識を有し、また教育機関に精通した知見も合わせて当社の監査に活かしていただきたいため、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	8 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

ストックオプションの付与数算定については、独立社外取締役・独立社外監査役を中心とした指名・報酬等諮問委員会の意見をふまえ決定しております。なお、取締役と監査役の報酬（賞与を含む）は、株主総会の決議により、それぞれの報酬総額の限度額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明 更新

株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクも株主の皆さまと共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

■取締役(社外取締役を除く)
報酬等の総額 270,755千円
（基本報酬 147,855千円、ストックオプション 56,680千円、賞与 66,220千円）員数5名
■社外役員
報酬等の総額 49,450千円
（基本報酬 41,850千円、賞与 7,600千円）
提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等
連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の算定については、独立社外取締役・独立社外監査役を中心とした指名・報酬等諮問委員会の意見をふまえ、決定しております。なお、取締役と監査役の報酬（賞与を含む）は、株主総会の決議により、それぞれの報酬総額の限度額を決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

■社外取締役
必要に応じて、取締役会に付議される事項について、事前に議案ならびに該当資料を配布し説明を行っております。
■社外監査役
監査役会において、内部監査部が社外監査役に対して監査計画の説明ならびに内部監査の実施状況を報告しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査役会設置会社の形態のもと、社外取締役3名を含む8名で構成される取締役会、社外監査役5名で構成される監査役会および会計監査人を設置しております。
これらの機関のほかに内部監査部、指名・報酬等諮問委員会、経営会議、内部統制委員会、コンプライアンス委員会および安全衛生委員会を設置しております。また、業務執行体制としては執行役員制度を導入しており、経営と執行の分離を進めております。
- 取締役会
取締役会は、取締役8名で構成され、定時取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して、法令の事項はもとより、当社の経営に関する重要事項を取締役会によって決定しております。
- 経営会議
社内取締役5名、取締役を兼務しない執行役員7名を含む人員で構成され、原則として月2回開催します。経営方針・経営戦略等経営に係る重要な事項を経営に関する重要事項を各部門間で共有のうえ、経営判断に必要となる審議・決定を行い取締役会に諮ることを目的としております。
- 経営統括委員会
代表取締役および社内取締役で構成されます。経営方針・経営戦略等経営に係る重要な事項は、原則経営会議において審議・決定を行いますが、案件の内容に応じて機動的に対応する会議体として、運営しております。
- 指名・報酬等諮問委員会
社内取締役1名、独立社外取締役3名、独立社外監査役（常勤）1名で構成され、取締役及び執行役員、ならびに監査役の指名・報酬についての重要事項および取締役会評価に関する意見を述べております。
- 執行役員制度
当社は、2001年6月より、経営の効率化ならびに業務執行の迅速化を目的とし執行役員制度を導入し、執行役員7名で取締役会が決定した経営方針に基づき、業務執行にあたっております。
－監査役会
当社は監査役会設置会社であります。5名の監査役（常勤監査役1名、非常勤監査役4名）が就任しており、全員が独立社外監査役であります。
監査役会は、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。
監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、また担当本部長をはじめ経営幹部との面談を通じて会社の状況を把握するなかで経営に対する監視機能を発揮できる体制になっております。

－内部監査部
取締役社長直轄の内部監査部は、各部署において、法令および社内規定に沿った業務執行が行われているかの監査に当たっております。内部監査部は、2017年3月31日現在、内部監査部長1名を含む専任者3名で構成され、内部監査結果は、取締役社長に加えて監査役にも提出されております。
－内部統制委員会
担当執行役員・経理部・人事総務部・内部監査部等で組織されております。監査役会等との意見交換ならびに報告を適宜行い、さらに自己点検プロセスによる内部統制報告の有効性に関し会計監査人の適正財務報告を確保しております。
－コンプライアンス委員会
当社は、社会規範と企業倫理に沿った経営ならびに法令順守を実践するための組織としてコンプライアンス委員会を設置しております。当委員会は、社外弁護士を委員長とし当社取締役・執行役員クラスを委員とするコンプライアンス統括委員会と各部署の担当社員によるコンプライアンス推進委員会からなっており、定期的な会議を開催し当社のコンプライアンス行動計画ならびに方針を決議し、またコンプライアンス行動基準ならびにコンプライアンス・ハンドブックにより社員の研修・教育を行っております。
－安全衛生委員会
当社は、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成と促進を目的として安全衛生委員会を設置しております。当委員会は社内各本部から選出された担当社員、ならびに社外委員である社会保険労務士、産業医から構成されています。委員会は定期的に会議を開催し、各職場における状況報告を行い、労働安全衛生の確保・改善を行っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

ガバナンスの構成として、研究開発型企業である当社に即した適切な規模であり、効率的な経営が可能と考えております。また、社外取締役5名（内、独立社外取締役3名）、社外監査役5名を含んだ現状のガバナンス体制は、経営の透明性、客観性（公平性）および経営監視の独立性確保に有効であると判断しており、更に指名・報酬等諮問委員会を加えることで、ガバナンスを強化しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	開催日の21日（3週間）以上前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日を回避して開催しております。
その他	株主総会において分かりやすい説明を行うことを目的とし、ビジュアル資料およびナレーションを活用した説明を行っております。また、株主からの活発なご発言を頂戴する目的で、十分な質疑応答の時間をとり、更に総会終了後に、株主と当社役員がコミュニケーションできるよう、懇談会も開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算および第2四半期決算の発表後に、アナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会を開催しております。 また、研究内容説明会、中期経営計画などの重要事項発表時は、別途、説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	米国および欧州において、必要に応じて海外投資家を訪問し、個別ミーティングを行うように努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL http://www.jcrpharm.co.jp/ir/index.html 掲載資料： ・適時開示情報（中期経営計画を含む）、決算短信、決算補助資料、有価証券報告書、IRカレンダーを掲載しております。 ・決算短信、中期経営計画および適時開示情報は英語版ホームページにも掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画本部内に広報・IR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念・コアバリューにおいて規定しております。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	下記の取組みを行っております（当社ウェブサイトに掲載） http://www.jcrpharm.co.jp/company/vision.html 1）環境への取り組み ■全社取り組みとして、社員へのコンプライアンス研修等を通じ環境に関する法律、規制等の遵守に努め、さらに、LED照明および蓄熱暖房器を導入することで、CO2排出量の削減による環境保護、節電対策に推進しております。 ■製造部門は、バイオ医薬品の製造にディスポーザブルバッグを用いた培養器の使用を推進し、これまでの固定式の培養器で必要だった洗浄水の大量使用をやめるなど水や電気等のエネルギー資源の省エネ化を図っております。また、製造ラインにおいても、資源、廃棄物の減少に努めております。 ■営業部門は、営業車をハイブリッド車両に切り替え、CO2排出量の削減を図っております。また、ドライブレコーダーを各車両に設置し、エコドライブに対する意識を高め、地球環境への配慮に努めております。 ■新たな取り組みとして、2015年より電気自動車を導入し、本社および各事業所に給電システムを設置いたしました。営業車につきましても、公共の充電設備の普及に応じ、順次切り替えを行います。また、2016年より研究所（神戸市西区）に太陽光発電システムを導入し、CO2排出量の削減を通じた持続可能な社会の実現に努めております。 ■その他、全ての事業活動を対象に環境の保護と環境負荷の低減に努めております。また、環境保全活動の推進と継続的な改善に努めております。 2）母子保健奨励賞 JCRは、「母子保健奨励賞（母子衛生研究会主催）」に協賛しております。母子保健奨励賞は、昭和54年に国際児童年を記念し創設され、母性および小児の保健に関する研究、保健思想の普及啓発と実際面の教育、指導、さらには保健施設の整備拡充など、地域に密着した母子保健の分野で貢献し社会に多大な寄与をしている個人の功労を奨励することにより、母子保健の一層の発展につながることを目的としております。毎年、都道府県、政令指定都市、中核市、特別区の長から推薦を受けた保健師･助産師･看護師･医師･歯科医師･栄養士･歯科衛生士･保育士･母子保健推進員など母子保健に携わるお仕事をされている候補者の中から審査委員会が15名の受賞者を選出し、表彰を行っております。表彰式典終了後、受賞者は東宮御所に参内し、皇太子殿下よりご接見がゆるされ、激励のお言葉を賜っております。 JCRは母子保健奨励賞への協賛を通じて、これからの母子保健の一層の発展に貢献してまいります。 3）スイス非営利財団 GLOBAL FOUNDATION FOR LIFE SCIENCES JCRは、1999年にスイスで設立された非営利財団「Global Foundation for Life Sciences」の活動支援を行っています。同財団は生命科学の発展に賛同し、医学分野において医療的に恵まれない環境にある諸国における人道的支援に取り組んでおり、また、若い研究者の育成支援も行っております。 本財団の人道的支援の一例として、毎年西アフリカの産科瘻孔に苦しむ女性の治療のため結成されたスイスのボランティア医師団の活動支援があります。 産科瘻孔は、閉塞性分娩などに対して適切な医療処置が行われない場合、胎児の頭が母体の骨盤を長時間圧迫することにより、母体の膀胱･膣･直腸などの組織が壊死し、瘻孔が形成される障害です。産科瘻孔の患者数は世界で約200万人、年間約10万人の女性が新たに診断されております。 ボランティア医師団は、西アフリカにあるベナンの病院を定期的に訪問し、産科瘻孔の根絶活動、患者さんの外科的治療および現地医師に技術指導を行っております。 JCRは当財団への活動支援を通じて、人々の健康および医療の発展に貢献しております。 4）医療型短期入所施設「もみじの家」への寄付 JCRは、2016年4月に国立成育医療研究センター（東京都世田谷区）の敷地内に、日本で初めての子どもホスピスとして設立された「もみじの家」の支援を行っています。 「もみじの家」は、在宅で常時医療ケアが必要な子どもがいつでも医療ケアを受けられ、重い病気や障害をもつ子どもと家族が自宅のようにリラックスし、安心して過ごすことができる施設です。JCRは、その趣旨･活動に賛同しています。 5）チャイルド･ケモ･ハウス」への寄付 「チャイルド･ケモ･ハウス」（神戸市中央区）は、小児がん治療中の子どもたちとその家族のQOL（Quality of Life -生活の質-）に配慮した日本で初めての専門治療施設です。 「チャイルド･ケモ･ハウス」では、先進の治療を受けながら、子どもが子どもらしく、家族が家族らしく、自分の家のような環境で家族が過ごすことができる施設で、JCRはその趣旨･活動に賛同しています。 6）地域社会への貢献 JCRは、地元兵庫県の地域振興を目的とするイベント等に対して協賛を通じて支援しています。 ●神戸まつり ●神戸ルミナリエ ●リレー･フォー･ライフ･ジャパン芦屋 その他、次世代育成支援として、地元の高校生への会社見学会を行っています。 研究所内の見学に加え、JCRの事業紹介、新薬開発に関する講義、 そして社員との座談会を実施しています。 今後も会社見学を積極的に受け入れていきたいと考えています。

その他	当社は研究開発型企業という観点から様々な発想が重要と考え、人材面におけるダイバーシティが大きい価値となると認識しております。 特に女性の活躍推進を重視しており、育児短時間勤務、保育所補助金制度の導入に加え、2015年11月より社内託児所を運営しております。更に、当社子会社である株式会社ファミリーヘルスレンタルが取り扱っている「ベビーセンス」*を無料で社員に貸し出しております。 また、男性社員も含めた子育て支援も、女性の活躍推進につながるとの考えから、コアタイムを11時から15時としたフレックスタイム制を導入しております。 *ベビーセンス SIDS（乳幼児突然死症候群）発生につながる無呼吸状態を知らせる呼吸モニター。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムに関して以下のような体制の確立・推進を進めてまいります。

a. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

e. 業務の適正を確保するための体制

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の有効性の確保に関する事項

g. 当社および子会社の取締役及び使用人等による当社監査役への報告に関する体制ならびに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

h. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

i. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

「市民社会へ脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する」ことを基本方針とし、その旨を企業倫理綱領に掲げ、全役員・使用人に周知徹底を図っております。また、所轄警察署、外部専門機関などと緊密な連携関係を構築・維持し、反社会的勢力および団体に関する情報収集を積極的に行っております。事案発生時には外部機関や法律の専門家と緊密に連携して速やかに対処できる体制を構築しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

＜適時開示体制の概要＞
1.情報開示の基本方針
当社は、株主･投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹を成すものであることを十分に認識し、常に株主･投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、株主･投資家への会社情報の適時適切な提供を行っております。
このように適時適切な情報開示を通じて、株主･投資家との良好な信頼関係を構築するとともに、市場の評価の経営へのフィードバックにも努める事で、株主価値の増大を図っております。
2.情報開示の基準
(1)重要情報の適時開示
金融商品取引法等の関係法令および当社が株式上場しております東京証券取引所の定める適時開示規則に則り、情報開示を行っております。
(2)任意開示
上記に該当しない情報につきましても、投資判断に資する有用な情報と判断する内容に関しましては、適時性と公平性を鑑みながら積極的に開示を行っております。
3.情報開示の方法
適時開示規則が定める重要情報および同規則に該当しない有用な任意情報の開示は、東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システム「TDnet」を通じて行っております。同時に、当社ホームページにおいても当該情報を掲載しております。
4.沈黙期間（サイレント期間）
当社では、インサイダー情報の漏洩を防ぎ、情報開示の公平性を確保するため、決算発表日を期限に2週間前までをIR活動沈黙期間（サイレント期間）とし、この期間中は決算に関するコメントや質問に対する回答は控えております。ただし、この期間中に適時開示に該当する事実が発生した場合は、適時開示規則に基づき開示しております。
5.将来の見通し
当社が開示する情報のうち、歴史的事実以外のものは、開示時点における当社の判断による将来の見通しおよび契約に基づいた将来予測であります。これらの将来予測には、リスクや不確定要素などの要因が含まれており、実際の成果や業績は、見通しとは異なる可能性があることをご承知おきください。

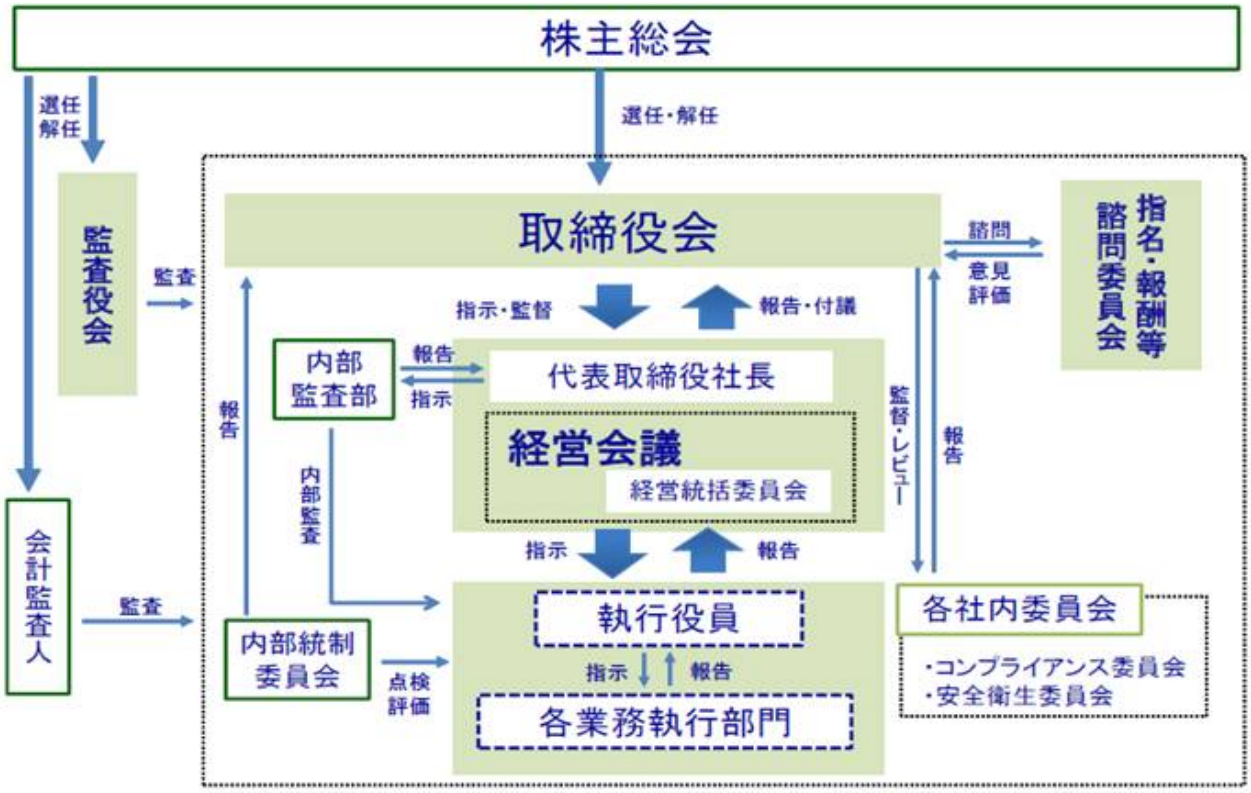
株主総会
選任
解任
選任・解任
監査役会
監査
取締役会
諮問
意見
評価
指名・報酬等
諮問委員会
指示・監督
報告・付議
内部
監査部
報告
指示
代表取締役社長
経営会議
経営統括委員会
監督・レビュー
報告
内部監査
指示
報告
会計監査人
監査
内部統制
委員会
点検
評価
執行役員
指示
報告
各業務執行部門
各社内委員会
・コンプライアンス委員会
・安全衛生委員会